



全農薬通報

NO248

平成19年4月20日号

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・第235回理事会
- ・教育安全委員会
- ・IT,広報委員会
- ・外部委員会等への出席報告
- ・組合員異動

◎主な行事予定

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・農薬の適正使用について
- ・GAP 関連通達
- ・有機農業法関係資料
- ・独立法人 農林水産消費安全技術センター発足について

◎平成 19 農薬年度 1 月末出荷実績表(農薬工業会)

◎全農薬ひろば

- ・技術顧問の紹介

全国農薬協同組合=東京都千代田区内神田3-3-4(全農薬ビル)〒101-0047/電話(03)3254-4171(代表)
FAX (03) 3256-0980

回 覧							

組合からのお知らせ

1、第 235 回理事会

(1) 日 時:平成19年4月12日(木)13:30~17:00

(2) 場 所:全農薬会議室

(3) 議 題:

議決事項

①平成19年度地区会議報告と次年度について

②全農薬受発注システムについて

③全国農薬厚生年金基金事務所移転について

④その他

報告事項

①中間決算報告について

②全農薬新取引基本契約書について

③各委員会活動状況報告

④その他

(4)出席者:

松木理事長、羽岡副理事長、理事、監事、事務局

○理事会協議事項討議概要

①平成19年度地区会議報告と次年度について

- ・地区会議概要に基づき、各地区の理事から状況説明。
- ・全農が進めている大型規格品について、当会の組合員から取り扱うことができないかとの要望があるが、現段階では難しい。市場で必要とする包装規格を検討し、メーカーに要請する必要がある。
- ・地区会議で出された要望等を検討する必要あり。(期限切れ農薬等)

②全農薬受発注システムについて

- ・IT・広報委員会の検討結果を基に、参加メーカーが少なくても全農薬を含め10月開始を目標として進めるとされた。

(組合員に、システム導入の具体的なメリット等の説明が必要。)

③全国農薬業厚生年金基金事務所移転について

- ・人件費、家賃、全農薬ビルの空き室状況等から判断し、事務所移転はしないとの基金決定を受け議題としなかった。

2、IT・広報委員会

- (1)日 時:平成19年4月12日(木)10:00~12:00
 - (2)場 所:全農薬会議室
 - (3)議 題:全農薬受発注システムについて
 - (4)出席者:大森委員長、池田副委員長、金井委員、岩淵監事、上田監事、
松木理事長、羽隅副理事長、事務局、欄電算システム
- ・全農薬受発注システムアンケート結果の報告。
 - ・メーカー状況の説明
 - ・全農薬受発注システムについて、10月から実施する方向で理事会に図る。

3、教育安全委員会

- (1)日 時:平成19年4月12日(木)11:00~12:00
 - (2)場 所:8階応接室
 - (3)議 題:全農薬農薬セミナー、アンケート、農薬ガイドブック08年版等
 - (4)出席者:北濱委員長 武田副委員長 鈴木委員 金子委員 松村委員
事務局
- ・全農薬農薬セミナーは工業会と共同開催のため、イベント会社に丸投げ状況。
安全協自ら行う地域密着型のセミナーに戻すことが提案され了承。次回、東北地区の開催を検討。
 - ・ランネットの安全対策に関するアンケートを安全用具使用実態調査に加えることが提案され了承。なお、時期は5月を予定。
 - ・使い捨て防除衣の取扱について
丸善薬品から提案の不織布防除衣について、希望小売価格が一着1300~1500円と高いことから市場状況を委員会社で調査、検討することとした。

4、(社)日本植物防疫協会 第83回理事会、第63回総会

- (1)日 時:平成19年3月13日(金)11:00~12:30
- (2)場 所:ホテル ラングウッド
- (3)議 題:

- ①平成 19 年度事業計画及び収支予算に関する件
- ②平成 19 年度借入金の借入最高限度額に関する件
- ③会費及び会費徴収方法に関する件
- ④役員報酬等に関する件
- ⑤役員人事に関する件

(4)出席者:弓削参事

5、(社)農林水産航空協会 第 138 回理事会、第 99 回総会

(1)日 時:平成 19 年 3 月 15 日(木)14:00~15:00

(2)場 所:日本海運倶楽部 会議室

(3)議 題:

- ①平成 18 年度予算更正に関する件
- ②平成 19 年度事業計画決定に関する件
- ③平成 19 年度収支予算決定に関する件
- ④平成 19 年度会費の分担及び徴収方法決定に関する件
- ⑤平成 19 年度借入金の借入最高限度額決定に関する件
- ⑥平成 19 年度役員報酬の総額決定に関する件
- ⑦役員を選任に関する件

(4)出席者:弓削参事

6、(社)緑の安全推進協会 運営委員会

(1)日 時:平成 19 年 3 月 16 日(金)13:30~15:30

(2)場 所:(社)緑の安全推進協会 会議室

(3)議 題:

- ①新方針についての検討結果
 - ・新方針検討委員会での検討
 - ・農林水産省との話し合い
 - ・農薬工業会との話し合い
 - ・緑の安全管理士制度の強化策
- ②第 2 回理事会への付議事項

(4)出席者:弓削参事

7、(財)残留農薬研究所 理事会(評議員会)

(1)日 時:平成 19 年 3 月 27 日(火)14:00~15:00

(2)場 所:法曹会館

(3)議 題:

- ①平成 19 年度事業計画及び収支予算に関する件
- ②平成 19 年度借入金の借入最高限度額決定に関する件
- ③役員報酬に関する件
- ④評議員(役員)の一部改選に関する件

(4)出席者:松木理事長、羽隅副理事長、(弓削参事)

8、(社)緑の安全推進協会 平成 18 年度第 2 回理事会

(1)日 時:平成 19 年 3 月 28 日(水)13:30~15:30

(2)場 所:全農薬ビル 9F 会議室

(3)議 題:

- ①平成 18 年度事業経過及び収支の概算(見込)報告の件
- ②平成 19 年度事業計画(案)報告の件
- ③平成 19 年度収支予算(案)報告の件
- ④平成 19 年度収支予算決定までの間の暫定予算(案)承認の件
- ⑤会員の入会及び退会の件
- ⑥常勤役員報酬に関する件
- ⑦各委員会等委員の交代及び選任について

(4)出席者:松木理事長、弓削参事

9、植物防疫研修委員会

(1)日 時:平成 19 年 3 月 29 日(木)10:00~12:00

(2)場 所:日本植物防疫協会 会議室

(3)議 題

- ①第 66 回「植物防疫研修会」の反省について
- ②第 67 回「植物防疫研修会」の開催について

・開催日程:平成 19 年 10 月 10 日(水)~16 日(火)の 7 日間

・時間割、講師関係

・試験問題関係

③平成 18 年度の経費内訳について(報告)

④その他全般について

・第 68 回「植物防疫研修会」の会場確保状況について

(4)出席者:弓削参事

10、組合員名簿の訂正

平成 19 年 3 月に送付した名簿に、下記のとおり誤りがありましたのでお詫びし、訂正します。

・P7(青森)緑町田アンド町田商会 代表者

誤:町田容三 正:町田容造

ナカノ農亭㈱ 住所

誤:三戸郡南部町大字大向下夕構 28

正:三戸郡南部町大字大向下構 28

・P8(秋田)太平物産㈱ 代表者

誤:堀 勝良 正:榊原邦泰

・P13(和歌山)(有)稲田農業 修正

誤:電話:0734-78-0019 正: 073-478-0019

誤:ファクシミリ:0734-78-2078 正:073-478-2078

・P22 賛助会員 日本化薬㈱ホームページ URL

誤:<http://www.nissan-agri.co.jp/>

正:<http://www.nipponkayaku.co.jp/>

11、組合員異動

◎全国農薬安全指導者協議会幹事交代

【三重県】

旧:堀俊雄 東海物産㈱三重支店

新:吉田利万 西部アレフ㈱ 三重県津市藤方 1585

☎0596-25-1230

◎組合員代表者変更

【北海道】

○北海道日紅㈱ 旧：海老名潤二 新：河井正明

【青森県】

○カワイ青岩アグリ㈱ 旧：奈良久雄 新：鈴木定栄

【栃木県】

○第一アグリ㈱ 旧：桜井雅美 新：岡崎民夫

【埼玉県】

○㈱栗原弁天堂 旧：松本禎郎 新：栗原秀樹

【福井県】

○㈱坂本商店 旧：五十嵐哲男 新：堤腰治和

◎組合員住居表示変更

【政令指定に伴う住所表示変更】

㈱ナビック 新潟市東区松島 1-2-8

神山物産㈱ 新潟市西区流通センター3-3-2

㈱ 富 山 新潟市東区卸新町 1-924-8

㈱バイタルグリーン 新潟市中央区紫竹山 5-9-13

北越農享㈱ 新潟市西蒲区巻町巻甲 2517

㈱ネイグル新潟 新潟市東区卸新町 1-842-27

◎県農薬卸組合事務所変更

岐阜県農薬販売協同組合 〒500-8381 岐阜市市橋 4-5-15 ☎058-271-4468

㈱山正 内

◎賛助会員社名変更

旧：日産アグリ㈱ 新：サンアグロ㈱ （日産アグリ㈱と三井東圧肥料㈱が事業統合し、新会社「サンアグロ㈱」として発足した。

12、農薬工業会作成「農薬の適正使用」パンフレット活用をお願い。

○11 頁掲載の農林水産省通知のとおり、当組合といたしましても、改めて農

薬の適正使用の徹底を組合員の皆様をお願いしたいと考えております。

つきましては、前号でお知らせしました安全協幹事宛送付されている本誌綴じ込みの標記パンフレット等をご活用いただき、水田に農薬を散布したときの止水期間（7日間）等の徹底をお願いします。なお、本パンフレットは(社)緑の安全推進協会に余部がありますので、必要なときは(社)緑の安全推進協会にご要望ください。

また、農薬工業会のホームページ（<http://www.jcpa.or.jp>）より印刷用データがダウンロードできます。

○問い合わせ先：(社)緑の安全推進協会 ☎03-5209-2511

FAX:03-5209-2513

主 な 行 事 予 定

〔全国農薬協同組合〕

平成19年7月13日(金)	第33回安全協常任幹事会
9月13日(木)	第236回理事会
10月10日(水)～16日(火)	第67回植物防疫研修会
23日(火)	監査会
11月20日(火)	第237回理事会
21日(水)	第42回総会、第30回全国集会、 記念パーティ
12月5日(水)	第238回理事会

〔全国農薬業厚生年金基金〕

平成19年7月12日(木)	第43回理事会
---------------	---------

1. 農薬の適正使用について

農薬の適正使用の推進につきましては、依然として、農薬ラベルの確認の不徹底等による適用作物や使用時期の誤認、防除器具の洗浄不足による使用残農薬の誤用、水田からの農薬流出等の不適切な使用事例が見られる状況にあり、市場出荷した農産物の自主回収等、マスコミ報道をにぎわしています。

このため、農林水産省は、改めて指導の徹底を図る必要があるとして、3月28日付、18消安第14701号、消費・安全、生産、経営の3局長連名をもって地方農政局、当組合を含む関係団体等に通知した。詳細は本誌11～13頁を参照してください。

2. 食と農の新たな国家戦略「21世紀新農政2007」決める

政府の食料・農業・農村政策推進本部(本部長＝安倍晋三首相)は4日、「21世紀新農政2007」を決めた。

これは、今後の農政展開の基本方針になるもので、以下の5本柱からなっている。

I. 食と農に関する新たな国家戦略の確立 II. 国内農業の体質強化 III. 国民消費者の視点に立った食料政策の展開 IV. 地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進 V. 「美しい国」の原点である農山漁村地域を守り、活性化する政策の推進

これからの農政は、このような視点に立って、わが国の農林水産業の潜在能力を最大限発揮させるため、政府一体となって21世紀にふさわしい戦略産業としていくことを掲げている。なお、私たちに関係の深い担い手、食料供給コストの縮減については項目II、GAPについては、項目IIIの中で平成23年までに主要2000産地で導入する目標を掲げている。

詳細は本誌14～20頁を参照、また農林水産省のHPを閲覧してください。

3.GAP 関連通達

○農林水産省は先の「21 世紀新農政 2007」を受け、4 月 6 日、消費・安全、生産、経営局長名で、「農業生産工程管理手法(GAP)の導入及び推進について」を地方農政局長、生産者団体等に通知した。詳細は本誌 21～26 頁を参照してください。

4.有機農業法関係資料

○「有機農業の推進に関する法律」について経過概要

昨年12月に議員立法で「有機農業の推進に関する法律」が成立しました。この法律で、「農林水産大臣は、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定め、推進策を総合的に講じ、有機農業の発展を図る。」と規定されています。このため、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴き、その答申を受け、3月27日に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を定めました。今後は、この基本方針に従い有機農業の推進が図られることとなります。詳細は本誌 27～35 頁を参照してください。

なお、有機農業法について詳しく知りたい方は農林水産省のホームページを閲覧してください。(<http://www.maff.go.jp/>)

5.独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)発足

○4 月 1 日、これまでの(独)農薬検査所、(独)肥飼料検査所、(独)農林水産消費技術センターが統合し、新たに「独立法人 農林水産消費安全技術センター」が発足しました。

本部は埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟にありますが、農薬については、これまで同様、東京都小平市鈴木町において農薬検査部として業務遂行されます。詳細は本誌 36～38 頁を参照してください。

○農薬取締法令・関連通達集

発行：(社)日本植物防疫協会 B5版 261頁

定価 1,050円〔税込〕

・何でもがデジタル化する中であって、農林水産省・環境省・厚生労働省関連の農薬に関する政令・省令・告示・関連通知・その他省令を B5 判に使いやすくコンパクトに編集、掲載内容は 40～42 頁参照。

○グリーン農薬総覧

発行：(社)緑の安全推進協会 B5版 600頁 定価 3,800円〔税・送料込〕

・グリーン農薬総覧はゴルフ場・樹木・芝草等の農薬ガイドブックです。

○「食品報道」のウソを見破る食卓の安全学

著者：松永和紀

発行：(社)家の光協会 A5版 239頁 定価 1,470円〔税込〕

○踊る「食の安全」農薬から見える日本の食卓

著者：松永和紀

発行：(社)家の光協会 A5版 231頁 定価 1,470円〔税込〕

・著者 松永和紀（わき）先生を、7月13日（金）安全協常任幹事会の講師として
お呼びする予定にしています。

なお、賛助会員には後日ご案内いたします。



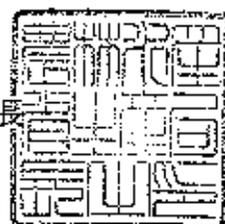
18消安第14701号
平成19年3月28日

全国農薬協同組合理事長 殿

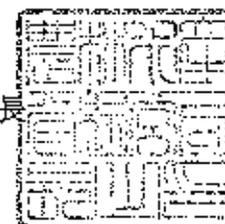
農林水産省消費・安全局長



農林水産省生産局長



農林水産省経営局長



農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について

農林水産省では、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）、「農薬適正使用に係る対応の強化について」（平成18年5月29日付け18消安第2354号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）等（別紙参照）により、農薬の適正使用、ポジティブリスト制度の周知、周辺環境への影響防止対策、関係部局間の連携等について御協力をお願いしているところです。

しかしながら、依然として、農薬ラベルの確認の不徹底等による適用作物や使用時期の誤認、防除器具の洗浄不足による使用残農薬の誤用、水田における止水の不十分等の不適切な事例が見られる状況にあり、改めて農薬適正使用に係る指導の徹底を図る必要があります。

ついては、各通知内容及び下記に掲げる事項に留意の上、農薬使用者に対する農薬の適正使用の指導を図るため、別添のとおり地方農政局等に対し通知することとしたので、特段の御協力をお願いします。 略

記

I. 農薬の適正使用について

- 1 農薬の使用に当たっては、ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認するとともに、的確に記帳を行うよう指導を徹底すること。

さらに、農薬の飛散低減、適切な作業実施等の観点からは、農薬使用前後の作業手順等のチェックリスト化、実施状況の記録、改善点の把握等の取組を導入することが極めて有効であることから、GAP（農業生産工程管理手法）を活用した農薬関連作業の工程管理を推進すること。

- 2 上記1の指導に当たっては、最新の不適正使用等の状況を踏まえ、別紙の各通知に基づく事項に加え、次の事項に特に留意すること。

- (1) 育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施すること。
- (2) 水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とすること。また、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じるよう努めること。
- (3) 散布前後の気象状況に十分注意を払い、大雨等により降水量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を控えること。
- (4) 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所を注意して、洗浄を十分に行うこと。
- (5) 使用残農薬等の処理に当たっては、農業団体、農薬販売店等との連携を図り、関係法令を遵守して適正に行い、河川等への廃棄を未然に防止すること。

II. 周辺への配慮について

住宅地周辺や養ほうが行われている地域においては、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）及び「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知）に基づき、周辺住民や養ほう関係者への農薬使用に係る情報の提供・交換等、関係機関での連携を緊密に行いつつ、危害防止対策を講じること。

1 農薬の適正使用関連通知

- (1) 「平成18年農業生産の技術指導について」(平成18年4月21日付け18企第19号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知)
- (2) 「平成18年度農薬危害防止運動の実施について」(平成18年5月26日付け薬食発第0526002号・18消安第2347号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長連名通知)

2 ポジティブリスト制度関連通知

- (1) 「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)
- (2) 「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」(平成18年3月27日付け17消安第13309号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)
- (3) 「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について」(平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)
- (4) 「農薬適正使用に係る対応の強化について」(平成18年5月29日付け18消安第2354号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)

21世紀新農政 2007

平成19年4月4日
食料・農業・農村政策推進本部決定

農政については、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）の方向付けの下で、「21世紀新農政2006」（平成18年4月4日食料・農業・農村政策推進本部決定）により明確にされた重点課題に対し、政府一体となって集中的に取り組んできている。これにより、我が国農業を、21世紀にふさわしい戦略産業としていくための条件整備が進んでいるところである。

一方、近年、経済社会のグローバル化が急速に進展する中で、開発途上国の経済発展やバイオ燃料生産の拡大等を背景とした国際的な食料事情の変化への対応、温暖化防止など地球規模での環境問題への対応等が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対し、食料・農業・農村は、その有する諸機能を十分に発揮することにより、課題解決に貢献していくことが期待されている。こうした新たな課題に対して農業や農村が持つ潜在能力を最大限発揮させていくことが、我が国の農業を真に21世紀にふさわしい戦略産業としていく道である。

このような視点に立って、我が国の食料・農業・農村に係る新たな国家戦略を確立するとの考え方の下、内閣に設置された各種本部と連携を図り、関係府省が一体となって、下記事項を内容とする「21世紀新農政2007」を推進することとする。

1. 食と農に関する新たな国家戦略の確立

1. 国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略の確立

(1) 変化する世界の食料事情の多角的な分析と国民全体での認識の共有

刻々と変化する世界の食料情勢に対応し、将来にわたって国民に対する食料の安定供給を確保するため、国際的な食料需給、衛生・検疫制度、関税制度等の情報を一元的に収集・分析するための体制を整備し、その成果を消費者、生産者、事業者や関係機関に対し幅広く提供する。また、国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略を確立するため、食料をめぐる国際的な動向や世界の食料需給の見通し等につき客観的な把握・分析を行うとともに、幅広い各界の有識者の参画を得た国民食料会議（仮称）の議論を通じ、食料をめぐる諸問題について国民全体で認識を共有する。

(2) 国際協力等を通じた世界の食料の安定生産・供給への貢献

アジア各国で発生している鳥インフルエンザについて、新型インフルエンザの発生防止にも資するよう、アジア各国と連携して、アジア域内の早期通報体制の整備、ウイルスの伝播ルートの解明等の取組を推進する。また、農産物の輸入増加等に対応し、より効率的・効果的な植物検疫を実施するため、病害虫の侵入リスクに応じた検疫制度への見直しを行う。

このほか、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、諸外国との政策協調を目指し、稲作等の農業技術や農業者の協同組織化の仕組みやノウハウなどの日本型農業システムの移転等、戦略的な国際協力を推進する。

2. 我が国農林水産物・食品の市場の拡大

(1) 農林水産物・食品の輸出の促進

我が国農林水産物・食品の輸出を促進するため、検疫交渉を加速化するとともに、輸出先国・地域が求める輸出証明書の発行等の輸出環境の整備の迅速化、品目別のきめ細かな輸出支援、日本食・日本食材の海外への情報発信等に重点的に取り組む。平成 25 年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円規模とすることを目標とする。

(2) 東アジアを視野に入れた我が国食品産業の活性化

我が国の食品産業について、東アジア地域の活力を活かした競争力強化等を加速化するため、貿易保険制度の積極的活用等による投資環境の整備や、「海外事業活動支援センター」（仮称）の開設等による国内外の情報収集・提供・相談体制の強化を図る。

(3) バイオマスの利活用の加速化

バイオマスの利活用を加速化し、従来の食料等の生産の枠を超え、農林水産業・農山漁村の新たな領域を開拓する。（後掲(IV. 1.))

3. WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組

WTO や EPA の国際交渉に当たっては、「日本経済の進路と戦略」に則し、「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」との方針の下、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大限の利益を得られるよう取り組む。

WTO 農業交渉については、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指し、関係各国との連携を緊密に図りつつ交渉に取り組む。LDC 諸国に対する無税無枠措置の拡大の実施をはじめとした「開発イニシアティブ」(2005年12月公表)の取組により、途上国との連携を強化する。

EPA については、WTO を中心とする多国間貿易体制を補完するものとして、農業の重要性を十分認識し、各国・地域との EPA 交渉に戦略的に取り組む。

II. 国内農業の体質強化

1. 担い手への施策の集中化・重点化

(1) 効率的・安定的な農業経営の育成の加速化

意欲と能力のある担い手に限定した品目横断的経営安定対策を着実に実施する。また、本対策の対象の認定農業者に対しては、経営改善計画の達成状況の点検、更なる経営改善努力への支援を実施するとともに、集落営農組織に対しては、経営発展に向けた専門家による課題把握と解決方針の提示等を図り、組織ごとの発展段階に応じた経営支援を実施する。これらを通じ、他産業並みの所得を確保し得る「効率的かつ安定的な農業経営」への経営発展を加速化し、我が国農業の食料供給力を強化する。

(2) 多様な人材の育成・確保

農業法人や農業サービス事業体の形態をとる担い手の増加等が見込まれる中、就農希望者の農業知識・技術レベルを客観的に評価する農業技術試験の本格実施、再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野への進出に対する支援等を推進し、若者をはじめ多様な人材の農業参入・定着を後押しする。

あわせて、農業生産等で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置づけの明確化、農業経営への一層の参画を促進する。

また、外国人研修・技能実習制度の運営の適正化を図るとともに、開発途上国等の「人づくり」における本制度の役割の重要性や受入側の農業経営体の受入れ体制も踏まえながら、農業分野について、その適正化に向けた見直しを検討する。

2. 農地政策改革

農業生産・経営にとって不可欠な資源である農地については、それを有効利用するとの理念を明確化するとともに、担い手への面的集積の加速化を最重点事項として政策全般の改革を進める。具体的には、原則として、地域の一定の組織（面的集積を促進する機能を持つ組織）が農地の利用を一ヨプールし、それを面的にまとまった形で担い手へ再配分する仕組みを構築するとともに、農地の出し手と受け手双方にとってのメリット措置の集中化・重点化等を進める。また、地域の関係機関等が有する農地情報の相互利用や一元化を進めるとともに、基盤整備と一体的に担い手への農地利用集積を推進する。これらにより、平成 27 年において効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積の 7 割程度を面的に集積することを目指す。このほか、意欲的な企業や若者の農外からの新規参入を促進するとともに、都市農村交流等の観点から、一定の区域を対象に、都市住民等による農地の農業利用を促進する。また、優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止等も含め、総合的な改革を実施する。

3. 食料供給コストの縮減

昨年 9 月に農林水産省が取りまとめた「食料供給コスト縮減アクションプラン」を、実施状況の検証を踏まえ着実に実施していく。また、このプランに基づく取組を一層加速化するため、農業機械・施設への補助制度の見直し、科学的知見等を踏まえた化学肥料の登録有効期間の延長といった規制の見直し等を行う。また、流通面においても、大型包装農産物や輸入高度化成肥料の大量かつ安定的な流通・販売の推進など担い手の経営におけるコスト縮減に重点を置いた流通改革を進める。

農協系統の経済事業改革について、生産資材価格や流通コストの低減等を確実に実行し、改革の成果が生産者とりわけ担い手に還元されるよう、その取組の徹底を図る。また、農協等の活動に関し不公正な取引が行われないよう、今後、公正取引委員会が策定・公表する「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等を踏まえ、関係機関が連携して農協等への指導等を実施する。

4. イノベーション・知的財産の力による農業の潜在的な力の発揮

(1) イノベーションを先導する技術開発の加速化

農業生産現場の課題に対応し、IT やロボット等先端技術を活用して、より生産性が高く、高品質な農産物の生産を可能とする新たな技術体系の開発・実証を行う。また、新食品・新素材の開発を行うとともに、国産バイオ燃料生産の低コスト化、新品種育成へのゲノム科学の応用等により、農林水産分野のみならず、医療・工業等の分野も含めた新たな需要の創出や食料・環境・エネルギー問題の解決への貢献など、農林水産業の新たな可能性を開拓する技術開発を推進する。

(2) イノベーションの実現を支える知的財産の戦略的な創造・保護・活用

我が国からアジア各国に対し、「東アジア植物品種保護フォーラム」（仮称）の設置を提唱するなど、アジア全体で植物新品種の育成者権の保護強化やその侵害防止に協力して取り組む体制を強化する。また、技術・種苗等の知的財産の保護・活用に向けた現場の意識改革に取り組む。

Ⅲ. 国民・消費者の視点に立った食料政策の展開

1. 食品の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組の充実

(1) 「危害の未然防止」に重点を置いた食品の安全確保に向けた取組の推進

リスク分析の枠組みに則って的確なリスク管理措置を検討・策定するため、引き続き、我が国において潜在的に問題発生の可能性のある有害な化学物質や微生物による食品汚染実態の調査を実施する。また、農業生産や食品加工の現場段階において、新たに GAP（農業生産工程管理手法）や食品製造段階での GMP（適正製造規範）等の工程管理手法を積極的に導入・推進し、生産から食卓までの食品安全を確保する。なお、野菜・果樹や米麦等の産地を対象とした農家への研修・指導等を通じ、平成 23 年度までにおおむね全ての主要な産地（2,000 産地）において GAP の導入を目指す。

(2) 行動規範の策定等コンプライアンスの徹底

食品加工業等において、セミナーの集中実施等による企業トップの意識改革や、各企業における行動規範の策定の促進等を通じ、規範意識の高揚を図り、食品安全に係る法令や自主基準も含めたルールへの遵守の徹底を図る。

2. 農林漁業体験活動を通じた食や農への理解の増進

食育の一層の推進のため、「教育ファーム」や農山漁村での子供たちの長期宿泊体験活動の一層の推進を図り、「いのち」を育む農林漁業の体験活動を、人間の成長を支える教育の場として積極的に推進する。また、農林漁業体験活動の場での「食事バランスガイド」の効果的な活用等により、実体験を通じた「日本型食生活」の普及を図る。さらに、学校給食、観光等地域が一丸となって地産地消に取り組む先進事例を全国に発信すること等を通じ、健全な食生活や食の生産・流通等に関する知識の普及と理解の増進を加速化する。

Ⅳ. 地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進

1. バイオマスの利活用の加速化

(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大

「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」（平成 19 年 2 月バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議）に基づき、バイオエタノールの大規模実証等による普及促進等の取組を着実に実施し、平成 23 年までに国産バイオ燃料を 5 万 kl 生産することを目指す。さらに、稲わらや木材等のセルロース系原料や資源作物全体からバイオエタノールを高効率に製造できる技術の開発等により、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を目指す（技術の開発等がなされれば、2030 年頃には 600 万 kl の国産バイオ燃料の生産が可能（農林水産省試算））。

(2) バイオマスプラスチックの利用の加速化

バイオマスプラスチック利用推進体制の整備、技術開発等により、バイオマスプラスチックの利用を促進する。

(3) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

農山漁村に豊富に存在する家畜排せつ物や農作物残さ等のバイオマスの利活用の加速化を図るため、全国津々浦々で自治体、生産者、消費者、産業界が一丸となって取り組むバイオマス利活用に関する調査活動等を支援し、平成 22 年度までに地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンを 300 地区構築することを目指す。

2. 食品リサイクルの推進

循環型社会の形成に資する食品循環資源の再生利用等を一層進めるため、食品リサイクル法の見直しに従い、食品関連事業者が農林漁業者やリサイクル業者等と連携して行うリサイクル・ループ（食品の循環資源利用の環）の構築の推進等、食品リサイクルの取組が遅れている食品流通の「川下」に位置する小売業等の食品関連事業者における取組を強化する。

3. 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献

平成 17 年度の温室効果ガス総排出量の増加（基準年(原則 1990 年)比 + 8.1 %) や、深刻な地球温暖化の実態（IPCC 第 4 次評価報告書）等の課題に対応するため、京都議定書の 6 %削減約束の達成に向けた農林水産分野における地球温暖化防止策や、地球温暖化の進行により懸念される農林水産業への影響に対処するための適応策等を内容とする総合戦略を夏までに策定し、農林水産分野における地球温暖化対策を加速化する。

また、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するため、生物多様性の定量的把握のための指標を検討する。さらに、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、里地里山の整備・保全、藻場・干潟の造成、海洋生物資源の保全・持続的利用等、農林水産分野における生物多様性保全に向けた取組を推進するための総合戦略を夏までに策定し、国土の生物多様性の保全に貢献する農林水産業の実現を図る。

V. 「美しい国」の原点である農山漁村地域を守り、活性化する政策の推進

1. 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

(1) 農山漁村における居住者、滞在者の増加対策の加速化

人口減少、高齢化が進み活力が低下している農山漁村を活性化し、農業・森林・水産業の有する多面的機能の発揮を図るため、地域の知恵や資源の活用、人づくり、国際交流・地域間交流、持続的・自立的発展のための条件整備に向けた地域の取組を積極的に支援する。具体的には、団塊世代や若者の活力を最大限活用する地域の創意工夫を後押しするため、農山漁村の活性化のための新たな制度による生活環境整備や交流・滞在施設の整備等の促進、中小企業地域資源活用プログラムによる新商品開発等の推進、頑張る地方応援プログラムによる意欲ある自治体の取組への支援等を新たに実施する。これらにより、今後5年間に全国の市町村の過半（1,000以上）で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出することを目指す。

また、「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例を分析し、全国的な取組への発展のため活用する。

さらに、農山漁村活性化に向けて、農協等の意志決定過程及び農業経営への女性の参画を促進し、農山漁村における男女共同参画を推進する。

(2) 農山漁村を支える人のつながりと資源の保全に向けた新たな政策手法の展開

農山漁村の活性化においては、特に、農山漁村に暮らす人々が地域の活動に積極的に参画していくための環境・条件の整備が重要であることから、農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的な向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」の円滑な実施・定着等を図る。また、農山漁村における豊かな人間関係と社会的なつながりの維持・再生に向けた新たな政策手法を検討する。

農業生産に不可欠な地域資源である水を適切に供給する農業水利施設について、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、新規の施設の建設から既存の施設の有効活用・長寿命化に政策を転換する。

2. 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

農林水産業のみならず、中山間地域等で暮らす人々の生活にも大きな影響を与える特定の野生鳥獣について、関係府省間の連携強化と併せ、地方自治体、農業関係団体、NPO等と連携を図り、有害鳥獣の市町村レベルの捕獲数管理及び捕獲体制の強化、捕獲獣の地域資源としての活用等新たな視点に立った防除対策の推進、里地里山の管理対策の促進等生息環境対策の強化等、被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図る。

写

19生産第11号
平成19年4月6日

(別記) 殿

農林水産省消費・安全局長

生産局長

経営局長

農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について

農業生産工程管理手法（以下「GAP手法」という。）とは、農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、また、記録を点検・評価し、改善点を見出し、さらに、次回の作付けに活用するという一連の管理手法である。

GAP手法は、農産物の食品としての安全性の確保のみならず、環境の保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、我が国の多くの産地や農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、産地の競争力の強化や農業経営の改善、効率化に資するとともに、農産物の食品としての安全性や品質の確保等について消費者や食品事業者等の信頼を確保することにつながるものである。

こうしたことを踏まえ、これまで農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、農産物のリスク管理を目的として「食品安全のためのGAP策定・普及マニュアル（初版）」を、環境保全を目的として「環境と調和の取れた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）を作成し、その普及に取り組んできたところである。

一方、民間においては、JAグループによる生産履歴記帳運動、日本GAP協会による国際水準を視野に入れたGAP手法の普及等の取組が行われている。

しかしながら、これまでのGAP手法に関する取組は、各々の取組主体が各々の目的ごとに別々に推進を図ってきたこと等から、総合的なGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数は限定されているのが現状である。

このような状況を改善し、GAP手法の更なる普及を図るため、21世紀新農政2007（平

成19年4月4日食料・農業・農村政策推進本部決定)において導入の数値目標を掲げ、農業生産や食品加工の現場段階において、新たにGAP手法の導入を積極的に推進することとされたところであり、今後、GAP手法に取り組む産地や農業者を加速的に増加させる必要があると考えられる。

については、農林水産省として下記により今後さらにGAP手法の普及を図ることとしたので、御了知の上、貴団体傘下の会員に対して周知するとともに、貴団体におかれてもGAP手法の導入及び推進について、積極的に取り組まれるようお願いする。

記

- 1 GAP手法は、農業者自らが農作業の点検項目を定め、記録し、チェックしながら改善していくという工程管理手法であるが、GAP手法の普及は緒についたばかりであることから、まずは、農業者、産地の関係者に、そのような手法自体を普及する。

その際、基礎的な事項については、一定の作物ごとに全国的に汎用性の高い「GAP手法(基礎的GAP手法)のモデル」(平成19年3月公表)及び「GAP手法導入・推進の基本マニュアル(仮称)」(平成19年7月を目途に公表予定)を作成し、全国的に普及を図ることとする。

- 2 農業者自らのほか、地方公共団体、農業協同組合等により産地形成の取組が行われている地域において、良好な産地形成に資するようGAP手法の導入を促すこととする。

このうち、国が関与して産地改革に取り組んでいる主要な産地(野菜の産地強化計画の策定について(平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知)、果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知)、麦・大豆産地改革の推進について(平成17年5月31日付け17生産第1222号生産局長通知)又は大規模乾燥調製貯蔵施設の適切な利用体制の整備について(平成17年6月1日付け17生産第1263号農産振興課長通知)に基づいて産地の競争力を強化するための計画を策定している産地をいう。)については、平成23年度までにおおむね全ての産地においてGAP手法の導入を図ることを目指すこととする。

また、産地としてまとまってGAP手法の推進を図ることが難しい場合にあっては、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第53号)第12条の2の認定農業者をいう。)等の担い手を中心にGAP手法の導入及び推進を促すこととする。

なお、GAP手法の導入にあたっては、先進地調査などの情報収集、研修、GAP手法の実証等に積極的に取り組むよう指導することとする。この場合、食の安全・安心確保交付金(食の安全・安心確保交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号)に基づき交付される交付金をいう。)が活用できることなど、産地に対して適切な情報提供に努めることとする。

- 3 農業者、流通業者、消費者等を対象とするシンポジウムを開催し、生産現場における取組状況やGAP手法の意義について、積極的に情報の提供、意見交換等を行うこととする。

さあ、始めましょう！

シーエーロー

農作業の工程管理 (GAP) のすすめ

消費者に安全な農産物を届けたい！

残留農薬の検査を頼もうかなあ？

環境にやさしい農業にとりくみたい！

たい肥をどれだけ使ったらいいのかなあ？

経営のムダを省きたい！

どの作業がムダなのかなあ？

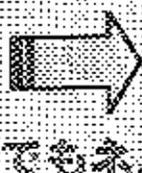
おいしい農産物を作りたい！！

やりたいことが多すぎて
頭の中で整理ができないよおー
どうしたらいいの？

農産物の安全性を確認する方法は【結果管理】と【工程管理】の2つのやり方があるけれど・・・

結果管理

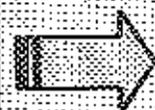
収穫物を
検査する



- 全ての農産物は検査できません。
- 農薬(約500種類)の検査だけでも、かなりのお金がかかります。

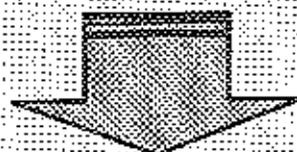
工程管理

農作業の各工程を
記録・点検する



- 点検項目にしっかり取り組むことで、安全な農産物が生産できる。
- 記録を残せば、消費者・食品事業者への説明や問題が起った時の原因究明に役立つ。
- お金があまりかからない。

なるほど



“工程管理”が大切です。

農作業の工程管理（GAP）は、
「今やっている農作業を記録に残し、
改善に役立てる」取組です

農作業の計画を立て、
チェックリスト
(点検項目)を定めます。

チェックリストを
確認し農作業を行い、
記録します。

・うっかり忘れたなんて
ことが防げますよ。

・たい肥を入れたので化学肥料
はもう少し減らせたかな。
・発生予集情報を読んでおけば、
農薬を使わずに済んだかな。

改善すべき点を見直し、
次回の作付けに役立て
ます。

記録を点検し、改善
できる部分を見つけ
ます。

肥料や農薬の使用を生産履歴記録などで
記録していれば、それをベースに
取り組むことができます。

農作業の工程管理（GAP）に 取り組んでみましょう

- 安全な農産物を生産する生産者の責任を明確にする
- 農産物の生産から消費までの過程を把握し、生産者の責任を明確にする
- 生産者の責任を明確にする

※GAP(ジーエーピー)とは、
Good(より良い)、Agricultural(農業生産)を、Practice(実践)することです。



早速
「入門GAP」を
使ってみよう！



お問い合わせは、

農林水産省 【代表03-3502-8111】
消費・安全局 農産安全管理課 生産安全班 (内線3108、3109)
生産局 農産振興課 企画班 (内線3516)

または、お近くの

地方農政局 消費・安全部 安全管理課
生産経営流通部 農産課、園芸特産課
沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課、消費・安全課

にご相談下さい。

※GAPのホームページ http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm

**○.有機農業の推進に関する基本計画を審議するため「食料・農業・農村政策審議会
第6回生産分科会」が下記のとおり開催されました。**

1. 日 時 :平成19年3月27日(火)10:00~11:05

2. 場 所 :農林水産省第2特別会議室

3. 審議の結果

有機農業の推進に関する基本的な方針について、農林水産省の提出した案の内容のとおり定めることが適当である旨を答申することが議決されました。

4. 主な意見

- ・有機農業の農産物は生産と流通がつながっておらず、一般の流通に乗っていない。
- ・生産量を増やすために、流通システムを具体的に考える必要がある。
- ・有機農業者を計画的に育成する必要がある。そのためには有機農業の生産者の情報など、どこで何を学べるかなどの情報提供をしっかりとしないと、若い人がなかなか参入できない。
- ・有機種苗の確保と流通のあり方について、今後も関係者と話し合いの場を持っていただきたい。
- ・今後生産量が増大し、不特定多数の消費者を相手にすることとなると思われるので、消費者の信頼に応えるため、表示がますます重要となる。今後、起こりうる問題は予見できると思うので、混乱が起きないようにきめ細やかな対応を願う。
- ・国が有機農業の推進母体となる組織を作り、有機農業に関する様々な情報収集を行い、県等に提供していただきたい。
- ・今後、基本方針の内容を関係者によく伝える取組が必要。まだ積み残しの課題があると思うので、今後も関係者の意見を聴くようにしていただきたい。
- ・有機農業を各自治体がそれぞれにPRすると情報が混乱する恐れがあるので、国において、これら各自治体の取組についてポータルサイトのようなものを設置し、情報提供することが望まれる。
- ・しっかりと工程管理を行い、課題がある場合はその都度解決していく取組が必要。

有機農業の推進に関する基本的な方針（案）

（はじめに）

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものである。また、消費者の食料に対する需要が高変化し、かつ、多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものである。

食料・農業・農村基本計画においても、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することとしており、こうした特徴を有する有機農業についても、その推進を図ることとする。

このため、農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産・流通・消費それぞれの側面において有機農業の推進のための取組が求められている。

有機農業は、自然が本来有する生態系等の機能を活用して作物の健全な生育環境の形成や病害虫の発生の抑制を実現するものであるが、その一方、現状では、化学的に合成された肥料（以下「化学肥料」という。）及び農薬を使用する通常の農業に比べて、病害虫などによる品質・収量の低下が起りやすいなどの課題を抱えており、未だ取組は少ない。

一方、消費者や実需者の多くは、有機農業により生産される農産物を、「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択しており、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資する有機農業についての消費者や実需者の理解は未だ十分とはいえない状況にある。

こうした状況を踏まえ、有機農業について、その推進に関する基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体が、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て生産、流通、消費それぞれの側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、我が国における有機農業の確立とその発展を目指すため、平成18年12月、有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）が施行された。

この有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、有機農業推進法に基づいて策定するものであり、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めたものであるとともに、都道府県の有機農業の推進に関する施策についての計画の基本となるものである。

今後は、基本方針に基づき、国及び地方公共団体は、透明性、公平性の確保に留意しつつ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の推進に取り組むものとする。

なお、基本方針は、平成19年度から概ね5年間を対象として定めるものとする。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする有機農業は、現状では、病害虫の発生等に加え、多くの場合、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴う。

こうした有機農業の抱える課題を克服し、農業者が容易に有機農業に従事できるようにすることが重要であることから、有機農業に関する技術体系を確立・普及するための取組を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

有機農業への取組は未だ少ないものの、有機農業により生産される農産物に対する潜在的な需要はあると考えられることから、農業者が有機農業による経営を安定して展開できるよう需要を的確に捉えた販路の開拓に取り組むことが重要である。

このため、有機農業の取組を対象とする各種支援策を充実し、その積極的な活用を図ることにより有機農業による農産物の生産をさらに増加させていくとともに、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）や農業団体等と、農産物の流通業者、販売業者又は実需者が連携・協力し、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用の拡大に取り組むことが必要である。

3 消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大しているなか、有機農業により生産される農産物の生産・流通量を拡大し、当該農産物を消費者が容易に入手できるようにすることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、生産者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、その生産、流通、販売及び消費に関する情報が受発信されることが必要である。

さらに、有機農産物等の表示ルール・検査認証制度に基づく適正な表示を推進することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが重要である。

4 有機農業者その他関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携の促進を図ることが必要である。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、専ら、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後、有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

また、有機農業に関する技術体系が十分に確立されておらず、有機農業による農産物

の生産も未だ少ない現状において、有機農業の推進に当たっては、地域の実情、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、農業者その他の関係者に対し、有機農業による農産物の生産、流通又は販売を画一的に進めることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること、農業者その他の関係者が有機農業による農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるようにすることなど有機農業推進法に定める基本理念に即し、有機農業の推進に当たっての国、地方公共団体、農業者その他の関係者及び消費者の共通の目標を掲げることとする。

特に、現状では、有機農業に関する技術体系の確立とともに、国及び地方公共団体における有機農業の推進に向けた体制の整備等が重要な課題であることを考慮し、こうした農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて目標を設定するものとする。

2 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に農業者が容易に従事できるようにするためには、現状では、病害虫などによる品質や収量の低下が起りやすいなどの課題を有する有機農業について、こうした課題を克服した技術を確立することが重要である。

このため、概ね平成23年度までに、試験研究機関独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発され、実践されている様々な技術を適切に組み合わせること等により、安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指す。

(2) 有機農業に関する普及指導の強化

農業者等が有機農業に取り組めるようにするためには、地域で有機農業に関する技術及び知識の指導を受けることができる環境を整えていくことが重要である。

このため、概ね平成23年度までに、国や都道府県の研修を活用するとともに、有機農業に取り組む先進的な農業者との連携を強化しつつ、意欲的な農業者への支援を行うことができるよう都道府県の普及指導センターや試験研究機関等に普及指導員を配置する等普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合を100%とすることを目指す。

(3) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要であるが、有機農業に対する消費者の理解は未だ十分でない。

このため、有機農業に対する消費者の理解の増進を目標とする。具体的には、モニター調査等を通じて把握する、有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、概ね平成23年度までに50%以上とすることを目指す。

(4) 都道府県における推進計画の策定と有機農業の推進体制の強化

現状では未だ取組の少ない有機農業を推進及び普及するためには、全国各地において、それぞれ農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得ながら基本方針に基づく取組を進める必要がある。また、有機農業推進法において都道府県は、基本方針に即して有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）を作成するよう努めることとされている。

このため、推進計画を策定・実施している都道府県の割合を概ね平成23年度までに100%とすることを旨とする。

併せて、全国各地において基本方針、推進計画に基づく取組を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等をはじめ、流通・販売業者、実需者、消費者、行政部局及び農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制が整備されている都道府県及び市町村の割合を、概ね平成23年度までに都道府県にあっては100%、市町村にあっては50%以上とすることを旨とする。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を支援するため、たい肥等の生産・流通施設などの共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律110号）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけ、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等による支援に努める。

また、平成19年度から実施する農地・水・環境保全向上対策を活用し、有機農業を含む環境負荷を大幅に低減する地域でまとまった先進的な取組に対して、取組農業者にも配分可能な交付金等を交付することにより、有機農業者の支援に努める。

さらに、有機農業による地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、そのモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に必要な支援を行うとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証、習得の支援を行う。

(2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者が円滑に就農できるよう、全国及び都道府県における就農相談、道府県農業大学校や就農準備校、有機農業の推進に取り組む民間の団体等における研修教育の推進、就農支援資金の貸付けによる支援等に努める。

また、有機農業を行おうとする新規就農希望者に対して適切な指導、助言が行われるよう、国及び都道府県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等と連携・協力して、国、地方公共団体及び農業団体の職員等を対象に、必要な情報の提供を行うとともに、有機農業の意義や実態、有機農業の取組を支援できる各種施策に関する知識、有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業により生産される農産物について、その特色を活かした販売や消費者・実需者のニーズを反映した生産を実現するため、有機農業者に対し、有機農産物等の表示ルール・検査認証制度や生産情報公表農産物の日本農林規格の活用、農産物の生産・出荷情報を流通・販売業者、実需者及び消費者に広く提供するネットカタログ等を利用した情報の受発信を積極的に働きかける。

また、直売施設やインターネットを利用した販売活動などに取り組む有機農業者に対し、消費者や実需者との情報の受発信を積極的に働きかける。

さらに、農産物直売施設等の整備の支援に努めるとともに、相当程度の量でまとも有機農業により生産される農産物を確保できる場合は、関係団体と連携・協力して、流通・販売業者又は食品製造業者や外食業者等の実需者と、有機農業者、農業団体等との意見交換や商談の場の設定、卸売市場流通における第三者販売や直荷引きの仕組みの適用などを通じ、有機農業者や農業団体等と、流通・販売業者や実需者との橋渡しに努める。

2 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び都道府県は協力して、有機農業者をはじめ民間の団体等で開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、これらの技術を適切に組み合わせること等により、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するため、当該技術の導入効果、適用条件を把握するための実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の実態を踏まえ、既に取り組まれている有機農業に関する技術の科学的な解明や、これらを普及するために必要な技術の開発など、有機農業の推進に必要な研究課題を設定するとともに、研究の実施にあたっては、試験研究独立行政法人をはじめ、都道府県、大学、民間の試験研究機関、行政部局、有機農業者等の参画を得て、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

地方公共団体においては、その立地条件に適応した有機農業に関する技術の研究開発、他の研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を地域の農業生産の現場に適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。

(2) 研究開発の成果の普及

国及び地方公共団体は、有機農業に関する有用な技術の研究開発の成果を普及するため、研究開発の成果に関する情報の提供に努めるとともに、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、市町村、農業団体等の地域の関係機関や、有機農業者、民間の団体等と連携・協力して、農業者への研究開発の成果の普及に努める。

また、有機農業者及び今後、有機農業を行おうとする者に対し、新たな研究開発の成果、知見に基づく効果的な指導、助言が行われるよう、国及び都道府県は有機農業者の協力を得て、普及指導員等に対する有機農業に関する研究開発の成果等にかかる技術及び知識を習得させるための研修の内容、情報提供の充実を図るとともに、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映させるよう努める。

3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて消費者をはじめ、流通・販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全など有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。

また、民間の団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰、情報発信に取り組みとともに、消費者に対する有機農産物等の表示ルール・検査認証制度の普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業・農村体験学習、都市農村交流などの活動と連携して、地域の消費者や児童・生徒、都市住民等が地域の豊かな自然環境の下で営まれる有機農業に対する理解を深める取組の推進に努める。

また、民間の団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰、情報発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向などの基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、その他有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に関する団体、その他有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置するなどの所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間の団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰、情報発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針、当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づき概ね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映、推進状況の把握と評価の方法を内容とする推進計画の策定を積極的に働きかけるとともに、その策定に必要な情報の提供や指導、助言に努める。

また、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策の策定・実施に関し、必要な指導、助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の

推進に関する施策の体系、先進的な取組事例など有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業による農産物の生産、流通・販売、消費といったそれぞれの側面から有機農業の推進のために必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間の団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開しているなかで、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等をはじめ、流通・販売業者、実需者、消費者、行政部局及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制を整備し、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間の団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間の団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの段階において、試験研究機関のほか、行政・普及担当部局、有機農業者、農業団体等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握するよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続きの実施、現地調査、有機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その進捗に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念と有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の作成時点での諸情勢に対応して作成したものである。

しかしながら、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、基本方針については、平成19年度から概ね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

平成19年3月30日

独立行政法人 農林水産消費技術センター

独立行政法人 肥飼料検査所

独立行政法人 農薬検査所



独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の発足について

平成19年4月1日、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3独立行政法人が統合し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（英語名：Food and Agricultural Materials Inspection Center（略称FAMIC））が新たに発足します。

1 新法人の使命

FAMICは、科学的手法による検査・分析という統合3法人共通の技術的な基盤の下、農林水産行政や食品安全行政と密接に連携しつつ、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献して参ります。

このため、統合のメリットを最大限発揮して、3法人がこれまでに培った専門技術的知見やノウハウを結集し、高い使命感を持って、以下のような取組みを行って参ります。

- ① 生産資材や食品の検査等について、一層の効率化を図りつつ一体的に進めます。
- ② 食品等に係るリスクが発現した場合の迅速な検査の実施と被害の防止を図ります。
- ③ フードチェーン全体を通じた食の安全や安心に関する技術的な情報を一元的に発信します。
- ④ 検査・分析手法の開発・改良や人材育成等を一体的に行い、検査・分析能力と信頼性の向上を図ります。

2 新法人の組織

- ① 緊急時等に要員を柔軟に投入し機動的な対応ができる体制とします。
- ② 管理部門の合理化等により、別添のとおり1本部5地方組織に再編統合し、事務・事業の効率化を図ります。

問い合わせ先：独立行政法人
農林水産消費技術センター
企画調整部 企画広報課

担 当：川村、関
電 話：048-600-2360

(別添)

法人の組織と業務

本部 〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 Tel: 048-600-2350 Fax: 048-600-2372

理事長 理事 監事

※業務監査室

ISO9001の考え方に基づく法人の品質マネジメントシステムに係る内部監査等

※企画調整部

法人が取り組む業務の企画・立案・運営

分析の精度管理・品質保証

国際規格・基準等(ISO、OECD、Codex)関連業務

※総務部

※消費安全情報部

消費者や生産者、事業者からの相談への対応

ホームページ運営やメールマガジン配信等による情報の一元的な発信

消費者や事業者、地方公共団体職員等を対象とした講習会や研修会の開催、要請に基づく講師派遣

※規格検査部

JAS法に基づく、登録認定機関等の登録申請等に係る調査や定期的監査、農林水産大臣指示による立入検査等

JAS規格見直しに係る調査や分析手法の妥当性確認

農林水産省が行うリスク管理のための微量有害物質の分析検査

※表示監視部

JAS法に定められた食品の品質表示基準の遵守状況の科学的手法による監視

農林水産大臣指示による事業者への立入検査等

※肥飼料安全検査部

肥料取締法、飼料安全法、地力増進法に基づく、生産資材の品質と安全性を確保するため製造事業場への立入検査等

肥料の登録申請、公定規格の設定、飼料添加物の検定等に関する調査

BSE発生防止のための製造事業場の確認検査

※農業検査部

〒187-0011 東京都小平市鈴木町2-772 Tel: 042-383-2151 Fax: 042-385-3361

農業取締法に基づく、農業の品質の適正化と適正な使用、人や環境への安全性を確保するための登録申請に係る検査

製造業者等への立入検査

農業GLP制度に基づく試験施設への査察

※その他各部門共通の検査業務

検査・分析技術の改良・開発のための調査研究等

食品安全基本法に基づく、食品の安全に係る緊急事態への対応(緊急調査)

カルタヘナ議定書担保法に基づく、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止に係る立入検査等

都道府県や事業者等からの依頼に基づく検査

横浜事務所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 Tel: 045-201-7431 Fax: 045-201-7438

札幌センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第二合同庁舎 Tel: 011-241-3066 Fax: 011-261-6737

└小樽事務所

〒047-0007 小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎 Tel: 0134-22-9296 Fax: 0134-32-5366

仙台センター

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3号合同庁舎 Tel: 022-293-3932 Fax: 022-293-3933

名古屋センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎第2号館 Tel: 052-232-2027 Fax: 052-232-2107

神戸センター

〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1-4 Tel: 078-331-2741 Fax: 078-331-2746

└大阪事務所

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 Tel: 06-6942-3491 Fax: 06-6946-0490

└岡山事務所

〒700-0907 岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 Tel: 086-222-6926 Fax: 086-227-2256

福岡センター

〒813-0044 福岡市東区千早3-11-15 Tel: 092-662-1101 Fax: 092-662-2943

└門司事務所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎 Tel: 093-321-2661 Fax: 093-332-4963

2 沿革

■農林水産消費技術センターについて

- 昭和26年 輸出食料品検査所・輸出農林水産物検査所が統合し輸出品検査所となる
昭和45年 「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に改正される
昭和47年 農林規格検査所となる
平成3年 農林水産消費技術センターとなる

■肥飼料検査所について

- 昭和22年 農林省肥料検査所の設置
昭和35年 飼料検査所の設置
昭和38年 肥料検査所と飼料検査所が統合し肥飼料検査所となる
昭和60年 「地力増進法」が施行され、土壌改良資材の検査を開始する

■農業検査所について

- 昭和22年 農林省農業検査所の設置

■3法人共通

- 平成13年4月1日 国の行政改革の一環として、それぞれ独立行政法人となる
平成19年4月1日 3法人が統合し、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる

3 役員

理事長	山口	勇
理事	戸谷	亨
理事	杉浦	勝明
理事	阪本	剛
監事	本多	一郎
監事（非常勤）	碓井	憲男

4 新理事長の略歴

昭和42年	3月	東大（修）農化卒
昭和42年	4月	理化学研究所研究員
昭和51年	12月	ウイスコンシン大学博士流動研究員
昭和53年	7月	ミシガン州立大学農業研究センター博士流動研究員
昭和60年	4月	理化学研究所主任研究員（微生物制御研究室）
平成12年	4月	理化学研究所植物科学センター・グループディレクター
平成17年	3月	退職
平成17年	4月	独立行政法人農業検査所理事長

● 平成19農薬年度1月末出荷実績表

1月累計出荷では数量54千トン(前年度比-4千トン、93.6%)、金額821億円(前年度比-0.7億円、99.1%)と数量ではかなりの程度、金額ではわずかに減少した。使用分野別にみると、水稲・果樹・その他の数量及び金額と、野菜畑作の数量と分類ナシの金額が減少し、野菜畑作の金額と分類ナシの数量が増加した。種別で見ると、混合剤・除草剤の数量及び金額と、殺虫剤の数量及び金額と、殺菌剤の数量及び金額と他剤の数量が増加した。

	《数量》				《金額》				単位:100万円	
	平成18農薬年度		平成19農薬年度		平成18農薬年度		平成19農薬年度		前年	
	10~9月	1月末	1月末	1月末	10~9月	1月末	1月末	1月末	当月分	同月比
水	殺虫剤	23,230	3,189	2,947	1,193	15,143	2,489	2,376	861	96.2
	殺菌剤	14,367	2,496	2,400	857	15,982	2,864	2,729	1,014	95.3
	殺虫殺菌剤	23,502	4,277	3,426	1,282	31,312	7,255	6,553	1,883	90.4
稲	除草剤	33,441	10,810	9,124	3,192	55,256	16,822	15,255	5,510	90.7
	小計	94,540	20,752	17,597	6,524	117,693	29,410	26,918	9,268	91.5
果	殺虫剤	11,028	5,292	5,461	729	24,809	7,683	7,365	1,494	95.9
	殺菌剤	7,091	2,108	2,140	647	19,042	5,018	5,308	1,591	105.8
	殺虫殺菌剤	41	18	12	2	61	23	15	3	65.2
樹	除草剤	4,167	1,319	1,069	407	7,731	2,211	1,713	900	77.5
	小計	22,327	8,737	8,682	1,785	51,643	14,935	14,401	3,988	98.4
野菜・畑作	殺虫剤	49,944	11,920	11,119	2,590	56,286	12,831	14,145	3,345	110.2
	殺菌剤	26,629	6,962	7,743	1,868	36,670	10,648	12,201	3,771	114.6
	殺虫殺菌剤	1,015	96	73	13	698	122	89	20	73.0
	除草剤	11,090	3,710	3,609	741	18,091	5,448	5,411	2,173	99.3
	小計	88,678	22,688	22,544	5,212	111,755	29,049	31,846	9,309	109.6
その他	殺虫剤	4,195	1,181	698	179	6,320	1,723	1,376	283	79.9
	殺菌剤	1,165	223	223	46	6,409	1,121	1,155	250	103.0
	殺虫殺菌剤	1,905	277	283	101	1,144	154	121	45	78.6
	除草剤	11,036	2,635	2,732	620	17,099	3,978	4,296	1,306	106.0
	小計	18,301	4,316	3,936	948	30,972	6,976	6,948	1,884	99.6
中	殺虫剤	88,397	21,562	19,925	4,691	102,568	24,706	25,262	5,983	102.3
	殺菌剤	49,252	11,789	12,506	3,420	78,103	19,851	21,393	6,626	108.9
	殺虫殺菌剤	20,463	4,068	3,794	1,398	33,215	7,554	6,783	1,951	89.8
計	除草剤	59,734	18,474	16,534	4,960	98,177	28,459	26,675	9,889	93.7
	小計	223,846	56,493	52,759	14,489	312,063	80,370	80,113	24,449	99.7
植物調整剤	殺菌剤	2,212	321	351	182	3,472	1,908	1,318	513	69.2
	補助剤	30	28	27	0	29	28	27	0	96.4
	その他	4,454	929	960	179	2,620	477	611	147	128.1
	小計	18	1	2	0	1,498	12	9	0	75.0
合計	小計	6,714	1,279	1,340	361	12,619	2,423	1,965	660	81.1
合計	合計	230,560	57,772	54,099	14,830	324,682	82,783	82,078	25,109	99.1

*その他:非農耕地・林野・芝・ゴルフ場・家庭園芸 分類ナシ:使用分野の分類されないもの 分類ナシのその他:生物農薬等

農薬取締法令・関連通達集

(社)日本植物防疫協会 編

B5判 261ページ
定価 1,050円(税込)
(送料実費)

農林水産省・環境省・厚生労働省 関連の
農業に関する政令・省令・告示・関連通知・その他省令を網羅

農薬取締法令・関連通達集

農薬取締法令・関連通達集

農薬取締法令・関連通達集

農薬取締法令・関連通達集

農薬取締法令・関連通達集

農薬取締法と関連の政・省令を見やすく2段に表示
農業関連の告示を取締法に関連付けてレイアウト
関連する通知文およびその他関連法令(抄)も掲載

関係者必携の1冊。お申込お問合せは下記へ。

〒170-8484 東京都豊島区駒込1-43-11
TEL 03-3944-1561 FAX 03-3944-2103
<http://www.jppa.or.jp/> order@jppa.or.jp

注文票

平成 年 月 日

FAX : 03-3944-2103

(社)日本植物防疫協会 行

農薬取締法令・関連通達集 注文	冊
-----------------	---

申込者	
住所	〒
所属	
氏名	
電話	- -

送付先	※申し込み者と同じ場合は記載不要
住所	〒
所属	
氏名	
電話	- -

[連絡事項]

農薬取締法令・関連通達集

(社)日本植物防疫協会 編

● 掲載内容

農薬取締法の条項と同施行令・規則の関係条項、関係省令・告示との対照

農林水産省・環境省告示第1号(特定農薬を定める告示)

農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令

農薬の販売の禁止を定める省令

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令

農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令

農薬取締法第十三条の四第二項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令

農林水産省告示第1456号(農薬取締法第十四条第三項の規定に基づく農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法)

農林水産省告示第1784号(農薬取締法第十四条第三項の規定に基づくマシイン酸ヒドラジドに含まれるヒドラジンの含有量の検査方法)

農薬取締法附則(抄)

農薬取締法施行令

農薬取締法施行規則

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件
水質汚濁に係る環境基準について

食品衛生法等の一部を改正する法律(ポジティブリスト制関係抜粋)

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量

食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

食品衛生法第十一条第一項の規定による食品、添加物等の規格基準の一部改正

農薬の種類について

農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

ゴルフ場における農薬使用の適正化について

臭化メチルの生産、出荷及び消費の調整について

公共用水域等における農薬の水質評価指針について

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う臭化メチル剤の取扱いについて

農薬の毒性に関する試験の適正実施について

農薬の保管管理等の徹底について

農薬の輸出入について

農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて

病害虫防除所の業務運営体制の充実強化について

病害虫等の防除における農薬の適正使用の徹底について

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について

農薬を販売する際の表示要領の制定について

住宅地等における農薬使用について

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について

農薬取締法に基づく立入検査等に係る技術的助言について

農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について
農薬の現地混用について
国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について
特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針について
特定農薬(特定防除資材)に該当しない資材の取扱について
特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について
農林水産大臣の登録を受けないで試験研究の目的で農薬を製造等する場合の留意事項について
「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について
食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第十一条第三項の施行に伴う関係法令の整備について
農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について
今後の果樹農業における農薬の飛散による影響防止対策について
農薬適正使用に係る指導の特別強化について
非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について
平成18年度農薬危害防止運動の実施について
農薬適正使用に係る対応の強化について
食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について
「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」について
「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について
クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について
住宅地等における農薬使用について
農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について
みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について

(参考) 奇物劇物の新判定基準

グリーン農業総覧

『2007年』総合版刊行案内

芝草、公園街路樹等の病害虫・雑草防除に使用する農薬について詳細に解説した「グリーン農業総覧」は、国、都道府県等官公庁を始め、ゴルフ場、造園業、防除業、農業製造業・販売業等に携わる方々の必携の書として、高い評価を得、広くご利用いただいております。

このたび、装いを新たに芝・樹木等の分野に農業登録のあるすべての農薬を網羅した「2007年総合版」を刊行(4月上旬完成)いたします。

今回ご案内の「グリーン農業総覧2007年総合版」は、前回の「総合版」にその後の新規登録分を追加し(適用拡大・縮小した薬剤については、その旨を加除し、最新の登録情報で整理)、家庭園芸剤(芝、樹木)をも加え、関係法令、安全使用対策、芝病害・害虫適用農薬一覧等を付し、活用上の利便性を一層向上させて、作成・解説したものです。



■申込方法 次の注文書に必要事項をご記入のうえ、当協会にお申込み下さい。

申し込みは FAX 03-5209-2513
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>

■定 価 グリーン農業総覧2007年総合版(税・送料込み) 3,800円

■支払方法 「グリーン農業総覧」送付時に、請求書及び郵便局の振込用紙を同封いたします。(銀行振込も可)

グリーン農業総覧 注文書

注冊数	<input type="checkbox"/> グリーン農業総覧 2007年総合版 () 冊		
送付先 〒	請求書の宛先が「グリーン農業総覧」の送付先と異なる場合にのみご記入ください。		
住所	住所 〒		
社名・団体名	宛先名 部 課		
(担当部門名)	担当者名		
氏名	連絡先 TEL () -		
電話番号 () -			
FAX番号 () -			

■ご購入頂く方の個人に関わる情報は厳重に管理し、本誌の発送及び本総覧の追補版または新規版が刊行される時のご案内以外には利用いたしません。

◇編集・刊行 (社) 緑の安全推進協会 43
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
TEL 03-5209-2511 FAX 03-5209-2513

◇B5版 約600頁
◇発行 2007年4月上旬

あなたはメディアに
踊らされていない
自信がありますか？

数字、単位、グラフの
トリック

有名なお墨付き
にはご用心

行政と市民団体
どちらを信じる？

「みのもんた」症候群は
まだ続くのか？

天然物、絶話と
本音

経済記者が
書く科学記事

【食品報道】のウソを見破る
無農薬野菜が
危ない？

食卓の安全学
松永和紀
著

講演依頼も多数
寄せられています

「食品報道」のウソを見破る

食卓の安全学

松永和紀 著

定価 1,470円(税込)

体に効く健康食品など、メディアから流される食品情報は真偽があいまいな
うえ、話題づくりのためにセンセーショナルな効果だけを狙うものが数多い。
元新聞記者である著者が報道の裏側を明らかにし、情報の見方をアドバイス。

きりとり紙

書名 **【食品報道】のウソを見破る 食卓の安全学** (ISBN978-4-259-54677-9) 部数 部

お名前

ご住所

電話番号

※お申し込みはお近くの書店、または家の光協会へ。 ※家の光協会へ直接お申し込みの場合、送料は210円(税込)です。

(社)家の光協会 〒162-8448 東京都新宿区市ヶ谷船河原町11 TEL:03(3266)9029 FAX:03(3266)9053

「家の光ネット」もご覧ください。 <http://www.ienohikari.net/>

踊る「食の安全」

農薬から見える日本の食卓

農薬は本当に悪者なの!?

毎日の食卓に密接した、目からうろこの農薬にまつわる話が満載。



松永和紀(まつなが・わき)

長崎市生まれの東京育ち。京都大学農学部農芸化学
 化卒業。同大学大学院農学研究科(農芸化学専攻)修
 士課程修了。毎日新聞社の記者として10年勤めた後
 に退職し、フリーランスの科学ライターに。主婦と
 して母として日々、安くておいしい食事作りに頭を
 悩ましつつ、農業、食、環境関連の記事を執筆してい
 る。著書に『「食品報道」のウソを見破る 食卓の安全
 学』(家の光協会刊)がある。

- 序章 ワサビが消えていく
- 第1章 農薬って何?
- 第2章 農薬は食べると危険?
- 第3章 農薬は使うと危険?
- 第4章 農薬は環境破壊なの?
- 第5章 始まったポジティブリスト制
- 第6章 農薬の未来

ご注文は FAX 03-3266-9053 (TEL 03-3266-9029)

書名 **踊る「食の安全」** 農薬から見える日本の食卓 (ISBN978-4-259-54704-2) 部数 部

お名前

ご住所

電話番号

※お申し込みはお近くの書店、または家の光協会へ。 ※家の光協会へ直接お申し込みの場合、送料は210円(税込)です。

(社)家の光協会 〒162-8448 東京都新宿区市ヶ谷船河原町11 TEL:03(3266)9029 FAX:03(3266)9053

「家の光ネット」もご覧ください。http://www.ienohikari.net/

農薬を



正しく使って 大きな収穫!

農薬使用の基本はラベル!
適正な使用と、もれのない記帳!

農薬を使用するときには、使用基準を守りましょう。

- ラベルをしっかりと読み、よく理解しましょう。
- 散布のときは、飛散に注意しましょう
- 水田では、「7日間」は止水しましょう。
- 育苗時の農薬散布もていねいにしましょう。
- 散布後は、器具をよく洗いましょう。
- いつもかならず記帳しましょう。



農薬ラベルの確認ポイント

ポイント1

登録番号

登録番号の有無を確認しましょう。
登録のない農薬は使えません。

ポイント2

用途

殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの用途を確認しましょう。

ポイント3

適用表

使用基準を確認しましょう。

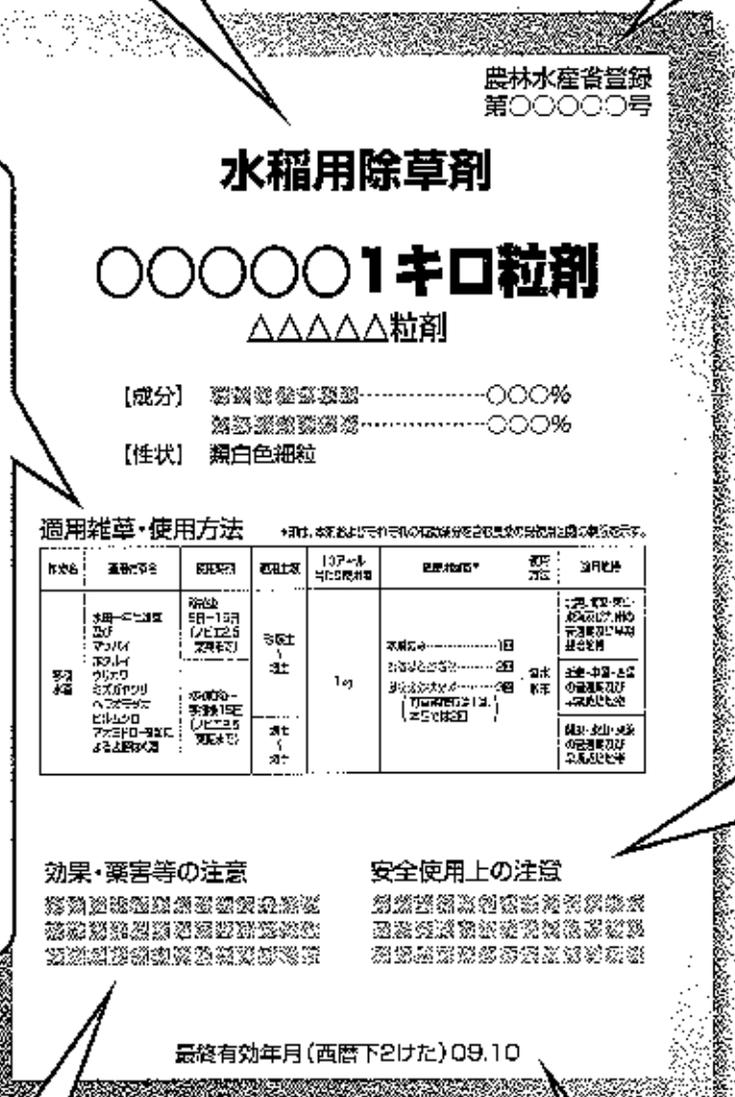
- ・適用作物
- ・希釈倍数
- ・散布量
- ・使用時期
- ・総使用回数
- ・使用方法

商品名が異なっても同じ有効成分が含まれる場合がありますので、総使用回数には注意しましょう。

ポイント4

安全使用上の注意

使用時の保護具、水産動植物への影響、保管上の注意事項などを確認しましょう。



ポイント5

薬効・薬害の注意

作物に対する効果的な使い方や、薬害を避ける方法を確認しましょう。

ポイント6

最終有効年月

有効期限を確認しましょう。
西暦年下2桁と月が記載されています。

その他のポイント

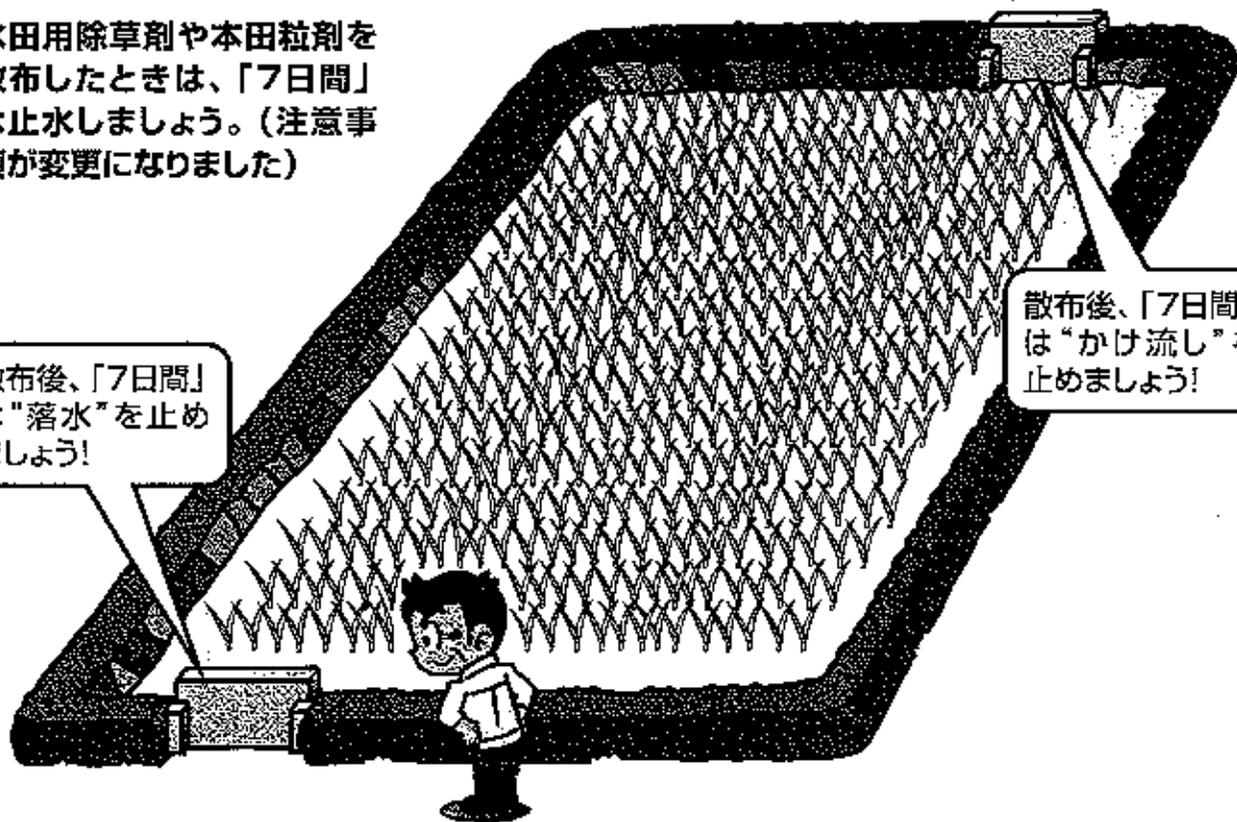
毒劇物や危険物の表示を確認し、注意事項に従って取り扱いましょう。
空容器や空袋は適切に処理しましょう。

水田に農薬を散布したときは

水田用除草剤や本田粒剤を散布したときは、「7日間」は止水しましょう。(注意事項が変更になりました)

散布後、「7日間」は「落水」を止めましょう!

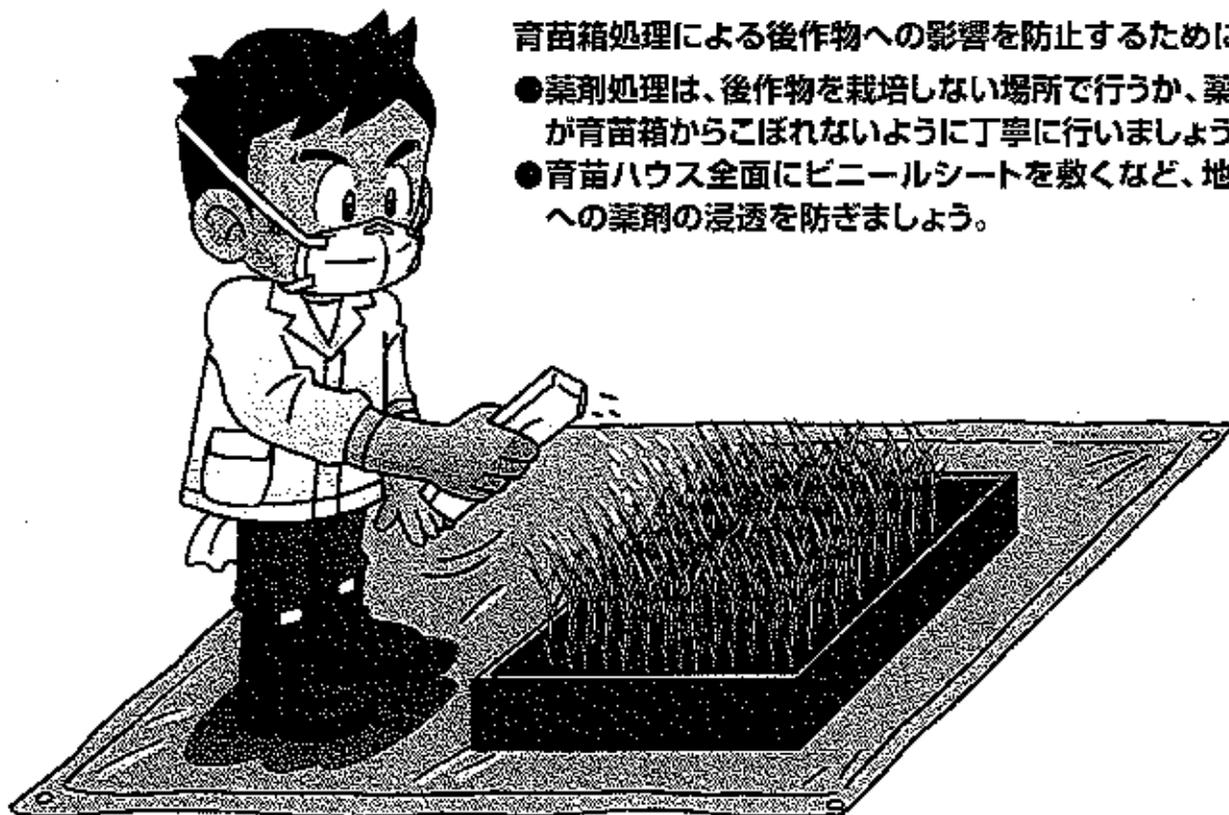
散布後、「7日間」は「かけ流し」を止めましょう!



育苗箱に農薬を散布するときは

育苗箱処理による後作物への影響を防止するために、

- 薬剤処理は、後作物を栽培しない場所で行うか、薬剤が育苗箱からこぼれないように丁寧にいきましょう。
- 育苗ハウス全面にビニールシートを敷くなど、地面への薬剤の浸透を防ぎましょう。



農薬を使うときの確認ポイント

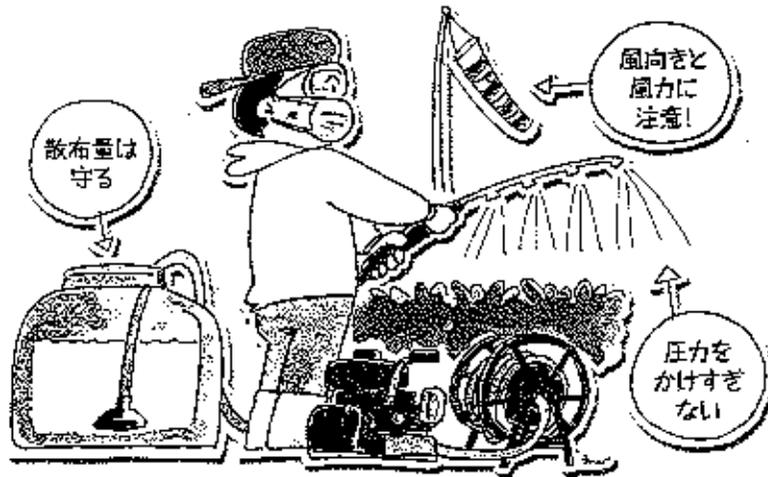
周辺の農家さんとよく連絡をとり合いましょう。

ラベルの記載事項を確認しましょう。



飛散防止に努めましょう。

飛散防止のポイント



- ・風の強さや風向きに気をつけましょう。
- ・散布の位置や方向に注意しましょう。
- ・適切なノズル、圧力で散布しましょう。
- ・散布量を守りましょう。

散布後は、器具をよく洗いましょう。

農作業の内容はいつもかならず記録しましょう。



作物名、散布日時、場所、農薬名、散布量、希釈倍率、散布器具、天候、風の様子など

<本ページのイラストは滋賀県作成資料を使用させていただきました>

社団法人 **緑の安全推進協会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

ホームページアドレス <http://www.midori-kyokai.com>

この資料に
関する
お問い合わせ先

農薬工業会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-5-8

TEL 03-3241-0215

FAX 03-3241-3149

ホームページアドレス <http://www.jcna.or.jp>

◎技術顧問の紹介

4月1日付で宮坂初男氏が技術顧問として就任されました。



【プロフィール】

生年月日：昭和23年2月16日

主な経歴：昭和46年法政大学教育学科卒

昭和46年4月農林省農薬検査所生物課

平成16年7月東海農政局農産課長

平成18年4月関東農政局園芸特産課長

趣味：スポーツ、少林寺拳法

昭和46年農薬検査所を振り出しに、主に農産園芸局（現生産局）の植物防疫課、農産振興課の業務に従事。他に種苗管理センター、関東、東海農政局等に勤務。

農薬の検査・登録、カドミウム、ダイオキシン対策、土壌保全、環境保全型農業の推進等の業務に従事。

本人から一言：

始めまして、4月から本組合の技術顧問に就任しました宮坂です。

これからは、全農薬のスタッフの一員として組合員の皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。